

光市立保育所給食調理等業務公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、光市立保育所給食調理等業務を受託する優先交渉権者を特定するための公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務名

光市立保育所給食調理等業務

3 期間及び業務内容等

別紙「仕様書」のとおり

4 委託料の上限額

235,370千円（消費税及び地方消費税相当額を含む額）を上限とする。ただし、この額は予定価格ではない。

5 受託者選定の手続き等

受託者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

審査により選定された事業者と、随意契約により業務の委託契約を締結することとし、契約に当たっての仕様書は、当該業者と別途協議の上、作成する。

6 業務履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）234条の3に規定する長期継続契約及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年光市条例第18号）第2条の規定による長期継続契約）

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告時点で次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 安定的かつ健全な財政能力を有し、法人格を有する者であること。

(2) 運営実績又は受託実績が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所を対象とした給食調理業務の受託の実績を3年以上有していること。

イ 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理業務の実績を3年以上有していること。

(3) 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有し、市の指示に柔軟に対応できること。

(4) 市との連携及び調整が迅速に行えるよう、山口県、広島県、島根県又は福岡県に本社、支社又は事業所のいずれかを公告の日までに有しており、食育に関する指導体制、

職員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、職員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。

- (5) 過去2年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により営業の許可を取り消されたことがない者であること。
- (6) 過去3年以内に、食品衛生法の規定による営業の停止の処分を受ける等、食中毒その他食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分の対応、改善策に関する事項について、書面等により適正な食品衛生対策の確保ができており、ときを除く。
- (7) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (9) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (10) 国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りではない。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

8 スケジュール（予定）

項目	日程
公告	令和6年10月7日（月）
施設見学会	令和6年10月15日（火）
質問書の受付期限	令和6年10月18日（金）午後5時まで
参加表明書提出開始	令和6年10月21日（月）午前8時30分から
参加表明書提出期限	令和6年10月29日（火）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和6年11月15日（金）午後5時まで
プレゼンテーション 及びヒアリング実施日	令和6年11月20日（水）
優先交渉権者決定	令和6年12月
業務委託開始	令和7年4月1日（火）

※書類の受付等は、光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

9 施設見学会

以下の書類により事前に申込みください。

(1) 施設見学会

- ア 日 時 : 令和6年10月15日(火) 午後3時から午後4時50分まで
・浅江東保育園(光市大字浅江302番地1)
・浅江南保育園(光市浅江七丁目4番23号)
・大和保育園(光市大字三輪1106番地)
- イ 持参物 : 白衣、マスク、帽子、履物(調理室内用)
- ウ その他 : 現地への移動は、車両等により各社でご対応をお願いします。
- エ 提出書類 : 光市立保育所給食調理業務委託施設見学会申込書(様式第1号)
- オ 提出期限 : 令和6年10月10日(木) 午後5時まで

(2) 申込み方法 電子メール又はFAXの方法によること。

(表題に「施設見学会参加申込」と明記)

〈提出先〉山口県光市光井二丁目2番1号 光市総合福祉センター
光市 福祉保健部 こども政策課
電子メール : kodomoseisaku@city.hikari.lg.jp
電話 : 0833-74-3005 FAX : 0833-74-3034

(3) その他

参加者は1団体につき2名までとします。なお、出席しない場合であっても応募を妨げるものではありません。

10 質問及び回答

質問がある場合は、質問書に質問内容を記入し、下記のとおり提出をお願いします。
なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けません。

- (1) 提出書類 : 質問書(様式第2号)
- (2) 提出期間 : 令和6年10月7日(月)から10月18日(金) 午後5時まで
- (3) 提出方法 : 電子メール又はFAXの方法によること。
(表題に「プロポーザル質問書」と明記)
※送信後に電話で到着確認をすること。
- (4) 提出先 : 前記9(2)の提出先と同じ
- (5) 回答日時 : 令和6年10月25日(金)まで
光市ホームページ<http://www.city.hikari.lg.jp/>に掲載
ホームページに掲載した回答については、本実施要項(仕様書を含む。)と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

11 参加表明書類の提出

- (1) 受付期間 : 令和6年10月21日(月)から10月29日(火) 午後5時まで
- (2) 提出場所 : 光市総合福祉センター あいぱーく光
光市福祉保健部こども政策課

- (3) 提出方法 : 持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。
- (4) 提出書類 : 提出部数 1部
- ア 参加表明書(兼参加資格要件等確認書) (様式第3号)
 - イ 添付書類
 - (ア) 法人概要調書(様式第4号)
 - (イ) 履歴事項全部証明書(申請受付日において発行日から3箇月以内のもの)
 - (ウ) 企業単体の決算報告書、貸借対照表及び損益計算書(直近3事業年度分)
 - (エ) 税の未納・滞納がない証明書(申請受付日において発行日から3箇月以内のもの)
 - a 委任がないときは、本社所在地に係る国税、県税及び市町村税
 - b 委任があるときは、本社に係る国税並びに委任先に係る県税及び市町村税
 - (オ) 調理受託実績を有していることを証する書類(契約書の写し等)
 - (カ) 食品衛生法の規定に基づく営業停止処分等の有無
(該当「有」の場合は、当該処分後の対応、改善策に関する書面等を添付すること。)
 - (キ) 生産物賠償責任保険の加入状況(保険証書の写し等)
 - (ク) 使用印鑑届(様式第5号)
 - (ケ) 委任状(契約や請求等を本社以外で行う場合のみ) (様式第6号)
- ※ただし、令和6年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されているものについては、(イ)、(ウ)、(エ)、(ク)、(ケ)を省略することができる。
- (5) 資格審査結果通知
- 提出された参加表明書類に基づき、こども政策課において本プロポーザルの参加資格の有無を審査し、令和6年11月6日までに結果を通知する。

1.2 企画提案書の提出

- (1) 受付期間 : 令和6年11月7日(木)から11月15日(金)午後5時まで
- (2) 提出場所 : 光市総合福祉センター あいぱーく光
光市福祉保健部こども政策課
- (3) 提出方法 : 持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。
- (4) 提出書類 : 提出部数9部
(正本1部、副本8部、様式第7号及び様式第8号のみ正本1部)
- ア 企画提案書類提出書(様式第7号)
 - 【内容】(企画提案書は様式自由)
 - (ア) 保育所給食、献立作成に対する考え方
 - (イ) 衛生管理体制、食中毒・事故・災害時等の危機管理体制
 - (ウ) 調理業務の実施体制
 - (エ) 従事者等の教育及び研修

- (オ) 業務の円滑な運営
 - (カ) 類似業務の実績
 - (キ) 当業務に関連する光市への独自の提案（任意）
 - イ 見積書（様式第8号）（総額だけでなく、各年度の積算根拠を示すこと。）
 - ウ 会社概要（様式自由、既成のもので可）
- (5) 企画提案書の修正
企画提案書を受理した後の修正、追加は認めない。

1.3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出された事業者について、企画提案内容等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 実施予定日：令和6年11月20日（水）
- (2) 注意事項
 - ア 1事業者当たり30分程度（説明20分、質疑10分）で個別に実施する。
 - イ 説明の際のプロジェクター使用等は事前に連絡すること。
 - ウ 出席者は3名以内とし、当該業務に精通する者が出席すること。
 - エ 開始時刻等については、別途連絡とする。
 - オ 参加しない場合は、プロポーザルへの参加意思がないものとみなす。
- (3) 企画提案書等の取扱い
 - ア 著作権は、企画提案者に属する。
 - イ 企画提案者は、市が行う企画提案書の公表について、提出書類等の利用を承諾することとする。
 - ウ 市は受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複写を作成することがある。
 - エ 提出された書類は返却しない。
 - オ 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。

1.4 選定審査及び契約の締結について

提出された参加表明書類及び企画提案書を基に光市立保育所給食調理等業務公募型プロポーザル選定委員会においてヒアリングを行う。評価基準により審査・選考し、本業務の受託に最も適した者（以下「優先交渉権者」という。）等を特定する。ただし、審査総評価点の60%の点を最低基準点とし、これを超える者がいない場合は、優先交渉権者等の特定をしないものとする。なお、参加者が1者のみでも実施する。

その後、選定した優先交渉権者が提案する事業内容をふまえて、仕様書の内容を整えるなど必要な調整を行い、見積書を改めて徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、優先交渉権者が辞退したとき、優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。

選定結果は、選考対象となった全ての事業者に、文書により通知する。

また、選定結果についての異議申し立てはできないものとする。

1.5 その他

(1) 失格条件

以下の場合、失格となることがある。

ア 企画提案書に虚偽の記載がある場合

イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

ウ その他、不相当と認められた場合

(2) プロポーザルへの参加に係る費用については、企画提案者の負担とする。

(3) 参加表明書類の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第9号）を提出するものとする。なお、この場合、本市が行う他の事業について不利益な取り扱いを受けることはない。

1.6 担当部局

担当部署：福祉保健部こども政策課

住所：〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター あいぱく光

電話：0833-74-3005 FAX：0833-74-3034

電子メール：kodomoseisaku@city.hikari.lg.jp